

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 31    | 固定資産税・都市計画税事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は、固定資産税・都市計画税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |  |
|--|--|
| ①事務の名称   | 固定資産税・都市計画税事務  |
| ②事務の概要   | <p>固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設された税制で、固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税で、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としての基幹税目である。</p> <p>地方税法第388条第1項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定めた固定資産評価基準によって、市町村は固定資産の資産価格を決定する。固定資産の所有者は、その資産価値に応じて算定された税額を、固定資産の所在する市町村に納めることになる。</p> <p>固定資産税は普通税(税収使途が定められていない税)であるため、徴収した市町村により、公共施設の整備のほか、介護・福祉など、行政サービスの活動費に充てることになる。</p> <p>また、都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税します。都市計画税を課するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業等の実態に応じ、市町村の自主的判断(条例事項)に委ねられており、市町村が目的税として土地、家屋の固定資産税とあわせて課税する。そのことから、都市計画税は、特定個人情報保護評価では固定資産税と同様のため、以後、都市計画税についての特筆はしない。</p> <p>賦課決定</p> <p>①地方税法第三章第二節(固定資産税)及び第四章第六節(都市計画税)に基づき、その年の1月1日(以下「賦課期日」という。)に土地、家屋、償却資産(以下「固定資産」という。)が所在する市町村で課する地方税(以下「固定資産税」という。)及び当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する地方税(以下「都市計画税」という。)である。</p> <p>②納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳(以下「固定資産課税台帳」という。)に所有者として登録されている者)であり、賦課期日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条及び同法第702条第2項)</p> <p>③市町村長は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づいて、「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項及び同法第702条第2項)、その課税標準に各市町村長で設定する税率を乗じることで税額を算出して、賦課決定するものである。</p> <p>④価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる(地方税法第432条)、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てをすることができる。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>賦課、徴収</p> <p>①当市においては、上記に基づき、固定資産課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を実施するものである。</p> <p>②納付された領収済通知書等により納付確認を行い、納付額が課税額より多い場合は過納額を還付する。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。</p> <p>③個別に納税者が完納に達しない場合は滞納処分を行う。</p> |
| ③システムの名称   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税システム(基本セット内)</li> <li>・宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>・EUCシステム(基本セット内)</li> <li>・統合収納管理システム(基本セット内)</li> <li>・統合滞納管理システム(基本セット内)</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・コンビニ交付システム</li> <li>・審査システム(eLTAX)</li> <li>・統合宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・課税資料イメージファイリングシステム</li> </ul>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> </ul> |  |
| 3. 個人番号の利用   |  |
| 法令上の根拠   | <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p>  |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
|---|--|
| ①実施の有無  | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠   | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表<br><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠><br>・軽自動車税(種別割)事務では、情報提供は実施していない。<br><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠><br>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 税務課  |
| ②所属長の役職名  | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 上野原市 税務課<br>〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832番地<br>問い合わせ先電話番号 0554-62-3113  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 上野原市 税務課<br>〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832番地<br>問い合わせ先電話番号 0554-62-3113  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

**7. 特定個人情報の保管・消去**

|                             |                                 |   |
|-----------------------------|---------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [            十分である            ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------------------|---|

**8. 人手を介在させる作業** [            ] 人手を介在させる作業はない

|                       |                                 |   |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [            十分である            ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------|---------------------------------|---|

|       |  |
|-------|--|
| 判断の根拠 | <p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的外の入手防止: 提出された申告・申請書が課税対象でない場合、差戻しを行い、目的外の情報入手を防止している。</li> <li>・ 地方税法等により記載項目・様式が定められており、不必要な情報の入手を防止している。</li> <li>・ 特定個人情報を記録するデータベースは必要最低限のものとし、不必要な情報を持たないようにしている。</li> </ul> <p>② 必要な情報以外の入手防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税対象者情報として保有する項目を定め、不必要な情報の入手を防止している。</li> <li>・ 固定資産税システム上で賦課に必要な情報のみを取り込む仕様となっている。</li> </ul> <p>③ 特定個人情報の使用におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を超えた紐付け防止: 個人番号利用業務以外では個人番号が含まれない画面表示としている。</li> <li>・ 他業務からは、アクセス制御によって、個人番号にアクセスできないように系統的に制御している。</li> <li>・ ユーザ認証の管理: 二要素認証によるユーザIDの認証を実施している。</li> <li>・ アクセス権限による機能制限を実施している。</li> <li>・ 固定資産税システムの利用端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。</li> <li>・ 人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合、速やかにユーザIDを失効している。</li> </ul> <p>④ 特定個人情報の提供・移転におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正な提供・移転防止: アプリケーションの内部処理から個人番号を参照する際にも、アクセス制御が必ず反映される仕組みとしている。</li> <li>・ 提供・移転先の端末では、権限を持った職員の許可がなければ特定個人情報の閲覧や抽出ができない仕組みとしている。</li> <li>・ eLTAXを介して電子的に提供する場合、適切に管理されたLGWAN回線を利用している。</li> </ul> <p>⑤ その他のリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査と教育: 定期的な監査を実施し、必要な改善を行っている。</li> <li>・ 職員に対するセキュリティ研修を実施している。</li> <li>・ 委託先事業者の従業者に対する研修・指導も実施している。</li> </ul> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・ 作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御している。</li> <li>・ 移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>② 移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・ 作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> </ul> |
|-------|--|

| 9. 監査  |   |
|--|---|
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                               |   |
| 従業員に対する教育・啓発                                   | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div><br>[    十分に行っている    ]  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                               | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】                                   | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div><br>[    十分である    ]   |

判断の根拠

■上野原市における措置

①物理的安全管理措置

- ・外部進入防止: 監視カメラ
- ・入退館管理: ICカード認証
- ・持込・持出防止: 持込・持出台帳管理

②技術的安全管理措置

- ・固定資産税システムへのアクセス時における二要素認証
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク

③移行作業時に関する措置

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

■中間サーバ・プラットフォームにおける措置

①物理的安全管理措置

- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②技術的安全管理措置

- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

■ガバメントクラウドにおける措置

①物理的安全管理措置

- ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

②技術的安全管理措置

- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド

